（特定金融指標算出者に関する内閣府令の一部改正）

第十二条　特定金融指標算出者に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務規程の記載事項） **第九条**　法第百五十六条の八十七第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～九　略］ 十　特定金融指標算出業務が適正に遂行されることを確保するための内部監督に係る部門（以下「内部監督部門」という。）に関する次に掲げる事項 イ　内部監督部門の職務（次に掲げる職務を含む。） ［(1)～(9)　略］ (10)　特定金融指標が算出基礎情報を基礎として算出されるものである場合には、次に掲げる職務 ［(i)・(ii)　略］ (iii)　法第三十八条第七号若しくは第六十六条の十四第一号ハ（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十一条第一項において準用する場合を含む。）に該当する行為又はそのおそれのある行為がなされた場合における金融庁長官への報告 ［ロ・ハ　略］ ［十一～二十　略］ 2　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（業務規程の記載事項） **第九条**　［同上］ ［一～九　同上］ 十　［同上］ イ　［同上］ ［(1)～(9)　同上］ (10)　［同上］ ［(i)・(ii)　同上］ (iii)　法第三十八条第七号若しくは法第六十六条の十四第一号ハに該当する行為又はそのおそれのある行為がなされた場合における金融庁長官への報告 ［ロ・ハ　同上］ ［十一～二十　同上］ 2　［同上］

（金融庁組織規則の一部改正）

第十三条　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特別調査課の所掌事務） **第二十一条**　特別調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　金融商品取引法、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）に基づく犯則事件の調査（次号及び第二十三条第二十項から第二十三項までにおいて「犯則事件の調査」という。）に関すること。 二　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（特別調査課の所掌事務） **第二十一条**　［同上］ 一　金融商品取引法及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく犯則事件の調査（次号及び第二十三条第二十項から第二十三項までにおいて「犯則事件の調査」という。）に関すること。 二　［同上］

附　則

この府令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。